

平成十六年六月八日受領
答弁第一二七号

内閣衆質一五九第一二七号

平成十六年六月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員内山晃君提出老齡基礎年金の受給資格に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出老齡基礎年金の受給資格に関する再質問に対する答弁書

先の答弁書（平成十六年五月二十八日内閣衆質一五九第一〇三号）で述べたとおり、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。以下「法」という。）第七条第一項の規定により、日本国内に住所を有する者は、被用者年金制度の老齡を支給事由とする年金たる給付の受給権者等を除いて、二十歳から六十歳に達するまでの四十年間被保険者となることとされているが、この期間については、基礎年金制度の給付を、現役世代で公平に支える観点から定められているものである。

一方、法第二十六条に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間（以下「被保険者期間」という。）が二十五年以上でなければならぬ旨の老齡基礎年金の支給要件については、基礎年金制度導入前の国民年金の老齡年金の支給要件を引き継いだものであるが、これは、支給要件に達しない期間における保険料納付は年金受給権に結び付かないため、保険料納付をできる限り年金受給権の発生に結び付けることを考慮するとともに、短い保険料納付済期間を支給要件とするのでは老齡基礎年金の額が低額なものとなり、基礎年金制度の役割を十分に果たすことができなくなること等を総合的に勘案して設けられているものである。

このように、両者の期間はそれぞれ別の観点から定められており、二十歳から六十歳に達するまでの四十年間は、被保険者期間が老齢基礎年金の支給要件である二十五年を超える期間であっても、日本国内に住所を有している者は、被用者年金制度の老齢を支給事由とする年金たる給付の受給権者等を除き、被保険者となるものであり、被保険者期間が二十五年を超えるからといって、法第八十八条第一項の規定等に基づく保険料を納付する義務がなくなるものではない。

なお、当該老齢基礎年金の支給要件である二十五年を超えた被保険者期間については、その期間の長短に応じて、給付される年金額に反映されるものである。